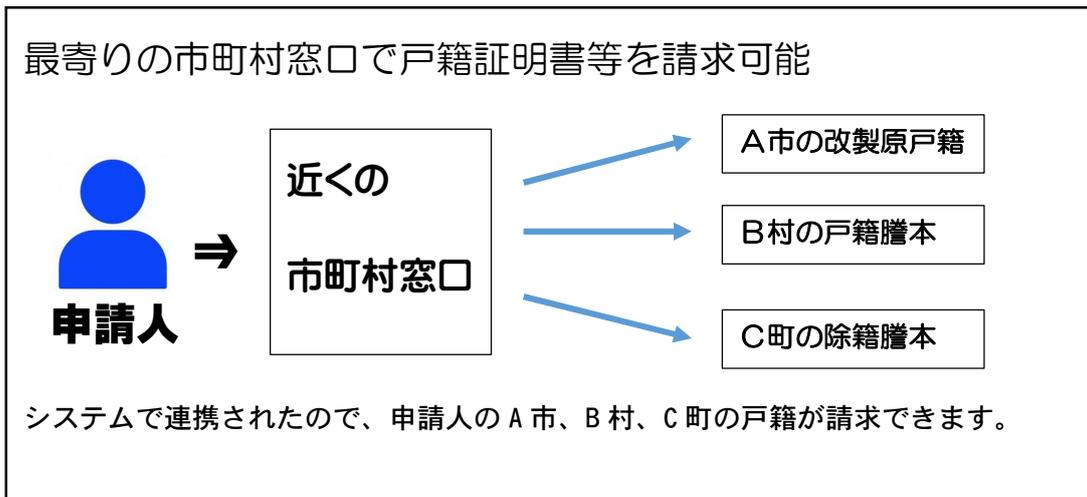


令和6年  
3月1日から

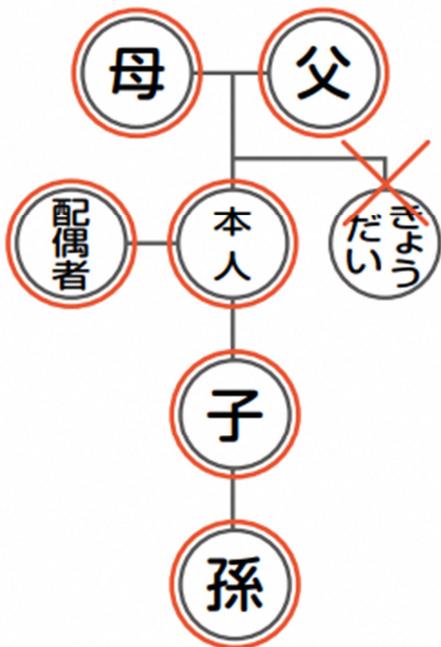
## 【戸籍の証明書の請求が便利になりました！】

戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日から施行され、これまで本籍地市町村窓口でしか請求できなかった戸籍証明書等について、本籍地以外の市町村窓口でも請求できるようになりました。ただし、請求できる方は本人や配偶者等に限られ、代理人からの請求はできませんので注意が必要です。詳しくは石川町窓口係または法務局戸籍課まで確認をお願いします。

### <新制度>



### <請求できる範囲>



本人の戸籍証明書だけでなく  
・夫、妻（配偶者）  
・父母、祖父母等（直系尊属）  
・子、孫等（直系卑属）  
の戸籍証明書等も請求できます。  
これ以外の方の請求をされる際は改正前と同様に本籍地の窓口もしくは郵便で請求してください。

### 広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります（郵送や代理人による請求はできません。）
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。

出典：法務省ウェブサイト ([https://www.moi.go.jp/MINJI/minji04\\_00082.html](https://www.moi.go.jp/MINJI/minji04_00082.html))

【お問い合わせ】

石川町 町民課 窓口係（0247-26-9120） 福島地方法務局戸籍課（024-534-1933）